

「ロジッシュ」利用規約

「ロジッシュ」利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社商工組合中央金庫（以下「当金庫」といいます。）が提供する第1条で規定する本サービスにおける、当金庫と契約者の皆様との権利義務関係が定められています。契約者の皆様が本サービスを利用する際には、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。第9章に定める試用期間中であっても、第9章に特別の規定がない限り、本規約が適用されます。

第1章 基本事項

第1条（定義）

本規約において、次の各用語の定義は次のとおりとします。

本サービス	ロジッシュ（第8章で定めるデータ化サービスを含みます。）をいい、詳細は別途ご案内する資料に定めるものをいいます。 本サービスのライセンスは、SCSK株式会社（以下「SCSK」といいます。）が有し、これを当金庫より契約者に対して提供するものとします。
利用契約	本規約の定めに基づき当金庫と契約者との間で成立する、本サービスの利用等に関する契約
契約者	本規約の定めに基づき当金庫との間で利用契約を締結した法人
認定利用者	認定利用者には次の者が含まれます。 1) 契約者によって正当に本サービスの利用が認められた契約者の役員、従業員（派遣社員を含みます。）その他の構成員 2) 契約者との間に会社計算規則2条3項25号の関係のある会社（以下「関係会社」といいます。関係会社には、同規則同号に定めるとおり、親会社、子会社、関係会社を含みます。） 3) 関係会社の役員、従業員（派遣社員を含みます。）その他の構成員
契約者等	契約者及び認定利用者
本アクセスID等	契約者等が本サービスを利用する際の認証に用いるID、パスワードその他の情報
対象データ	契約者が本サービスを利用するための契約者又は関係会社から得られる車両及び運行に関するデータで、以下の4種類のデータをいいます。 1) 契約者又は関係会社の設備から直接提供されるデータ 2) SCSKと一般財団法人自動車検査登録情報協会との契約に基づき、一般財団法人自動車検査登録情報協会から提供される契約者又は関係会社が所有又は管理する車両の車検情報のデータ 3) 契約者又は関係会社の委託先である自動車整備事業者等とSCSKが直接契約を行い、当該契約に基づき自動車整備事業者等から提供される契約者又は関係

	<p>会社が所有又は管理する車両の整備情報等のデータ</p> <p>4) 契約者又は関係会社が管理する車両のリース事業者等とSCSKが直接契約を行い、当該契約に基づきリース事業者等から提供される契約者又は関係会社が管理する車両の整備又はリースに関するデータ</p> <p>なお、契約者は、一般財団法人自動車検査登録情報協会及び自動車整備事業者等及びリース事業者等とSCSKが直接契約を行い、当金庫及びSCSKが契約者の車検情報及び整備情報等及び車両の整備またはリースに関するデータを取得することについて同意するものとし、契約者は関係会社はその同意をしていることを保証するものとしします。</p>
個人情報等	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める個人情報

第2条（利用申込み及び利用契約の締結）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意の上、当金庫所定の方法で当金庫が定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。認定利用者の情報も含まれます。）を当金庫に提供することで、本サービスの利用の申込みを行うことができます。
2. 当金庫は、当金庫の基準に従って申込者の本サービスの利用の可否を判断して、当金庫がその利用を認めた場合に、その旨を申込者に通知します。当金庫がその通知を発信した時点又は本アクセスID等の発行をもって、利用契約が契約者と当金庫の間に成立し、契約者は利用契約に従って本サービスを利用することができます。
3. 当金庫は、当金庫の基準に従って申込者の本サービスの利用可否を判断しますが、申込者の本サービスの利用を拒否した場合であっても、当金庫はその理由について開示する義務を負いません。

第3条（個別契約との優先関係）

当金庫と契約者との間で利用契約を締結するにあたり、本規約に定めがない事項を個別契約にて規定した場合その他本規約と個別契約との間でその内容に矛盾が生じた場合、個別契約が優先して適用されます。

第4条（本規約の変更）

1. 当金庫は、必要に応じ、随時、本規約の全部又は一部を変更することができ、契約者は、これらの変更を当金庫が行うことを予め本規約をもって承諾するものとしします。
2. 当金庫は、本規約の全部又は一部を変更する場合には、相当の期間を設けて、当該変更の内容を、契約者に通知しなければならず、これを怠ったときは、前項に基づく本規約の変更は、効力を有しません。
3. 契約者が前項の通知を受けた後、本サービスを利用した場合、又は、前項の通知を受けてから1ヶ月以内に契約者が利用契約を解約しなかった場合、契約者は、変更後の本規約が適用されることに同意したものとします。

第5条（登録情報の変更）

1. 登録情報に変更があった場合、契約者は、当金庫所定の方法でその旨通知・連絡をするものとします。
2. 契約者が登録情報の変更を速やかに通知・連絡しなかったことによって契約者等に損害が生じたとしても当該損害について当金庫は一切責任を負いません。

第6条 (再委託)

当金庫は、本サービスにおける業務の全部又は一部を契約者の承諾を得ることなしに、第三者に再委託できるものとします。この場合、当金庫は、当該再委託先に対して本規約で定める当金庫の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第2章 本サービスの変更等

第7条 (本サービスの内容の変更等)

1. 当金庫は、いつでも本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができます。
2. 当金庫が前項の措置をとる場合、当金庫は、契約者に対して、電子メールによる送信その他当金庫が適当と認める方法により事前に通知・連絡するものとします。
3. 当金庫は、本条第1項に基づき当金庫が行った措置に基づき契約者等に生じた損害について一切責任を負いません。

第8条 (本サービスの一次的な停止又は中断)

1. 当金庫は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができます。
 - (1) サーバ、通信回線その他の本サービスの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 本サービスにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合
 - (3) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) その他、運用上、技術上当金庫及びSCSKが本サービスの提供を一時的な停止又は中断する必要があると判断した場合
2. 当金庫は、前項に定める本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断したことにより契約者等に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負いません。
3. 第1項各号に定める事由のいずれかによって本サービスを提供できなかった期間の発生した本サービスの利用料金について、当金庫は返却を行いません。

第3章 本サービスの利用

第9条（本サービスの種類及び内容）

1. 本サービスの種類、内容、契約者等が利用できるサービスの種類は、別途提示する資料又は当金庫が運営するウェブサイト又はアプリ（以下「当金庫ウェブサイト等」といいます。）で定めるものとします。
2. 本サービスの提供区域は日本国内のみであり、利用できる法人は日本国内に本社を有する法人です。

第10条（本アクセスID等の管理）

1. 契約者は、本サービスを利用する際の認証に使用するID及びパスワード等を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者（本サービスの他の契約者を含みます。）に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことは一切できないものとします。
2. 前項の規定に関わらず、当金庫が指定した代理店等が契約者のサポートを行う目的に限り、契約者は、当金庫が指定した代理店等に対してID及びパスワード等を使用させることができるものとします。
3. 本条第1項のID及びパスワード等を認証に用いて本サービスが利用された場合、当該利用は、当該ID及びパスワード等を付与された契約者により行われたものとみなされ、当該ID及びパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって契約者に生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

第11条（利用料金及び支払方法）

1. 本サービスの利用料金及び支払方法は、当金庫サービスサイト等に別途定めます。なお、利用契約が終了した場合、その事由の如何を問わず、既に当金庫が受領している利用料金の返金はできません。
2. 当金庫が指定した代理店等を通じて、契約者が本サービスの使用権等を購入した場合の利用料金の支払方法は、代理店等が指定した方法によるものとします。
3. 本サービスの利用料金は、申込時に契約者が表明した車両台数を基準に計算します。契約更新時は、有効期間満了日の前月末日時点の登録車両台数を基準に利用料金を計算します。
4. 本サービスの利用料金は、サービス利用月の翌月10日に支払うものとします。
5. 本サービスの支払い方法は、当座小切手の振出又は預金通帳及び同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法で指定預金口座より引落しを行う方法とします。
6. 契約者は、次に定める事項について同意します。
 - (1) 契約者の預金口座（申込時に指定した預金口座）を引落とし口座とすること。
 - (2) 契約者は、当金庫に対し、利用契約に基づき支払う手数料を当該預金口座から引き落とす権限を付与すること。
 - (3) 当金庫が必要と認めた場合には、契約者に対して通知することなく引落しを停止又は終了すること。

第12条（遅延利息）

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当金庫が指定する期日までに当金庫の指定する方法により支払うものとします。

第13条（認定利用者による本サービスの利用）

1. 契約者は、認定利用者に対し、本サービスの利用について、本規約の内容を周知徹底し、本規約における契約者と同等の義務を遵守させます。
2. 認定利用者による本サービスの利用は、契約者による利用とみなされ、認定利用者による利用及びその結果について契約者がすべての責任を負うものとします。

第14条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反する行為
- (3) 当金庫又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
- (4) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 本アクセスID等を他人に利用させる行為（第10条第2項に定める場合を除きます。）
- (6) 本サービスの利用において、虚偽の情報を登録する行為
- (7) 本サービスのネットワーク又はシステムに過度の負荷をかける行為
- (8) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、一部若しくは全部の複製を作成し、又はソースコードを得ようとする行為
- (9) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアに対し、不正なデータ、命令、プログラム等を入力する行為
- (10) 本サービスを契約者の自らの業務目的以外の目的で使用又は利用する行為
- (11) 本サービスを本サービスの利用以外の目的のために使用する行為
- (12) 当金庫が定める本サービスの利用方法に違反する行為
- (13) 本サービスの円滑な実行のために必要な事項として当金庫が遵守を求める事項に違反する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの円滑な運営を妨げると当金庫が判断する行為

第4章 データ及び情報等の取扱い

第15条（秘密保持）

当金庫及び契約者は、利用契約を通じて知り得た、当金庫又は契約者が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報である旨を表示した上で開示した情報（以下「秘密情報」といい、ただし、対象データは秘密情報に含まれません。）を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、又は、秘密情報を利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的で利用してはならないものとし、秘密保持義務は、利用契約が終了した後も継続するものとし、

第16条（個人情報の取扱い）

1. 当金庫は、本サービス提供のために契約者から提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報等を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、関連法令を遵守するものとし、
2. 本条の規定は、利用契約が終了した後も継続するものとし、
3. 契約者は、ドライバー本人に対し、位置情報の取得や利用目的について事前に説明を行うものとし、当該位置情報の利用についてドライバーとの間で起こったトラブルについて当金庫は責任を負わないものとし、
4. 契約者又は関係会社が、契約者の従業員の個人データ又は関係会社の従業員の個人データを契約者又は他の関係会社に提供することについて、個人情報保護法が定める必要な手続を行っていることを、契約者は当金庫に対して保証するものとし、契約者又は関係会社がそれらの個人データの提供に関して個人情報保護法に違反した場合の責任は、契約者が負うものとし、当金庫に対して責任の追及はできません。

第17条（対象データの取扱い）

1. 当金庫は、対象データのうち契約者から直接又は第三者を介して間接的にその取扱いの委託を受けたデータについて、本サービスを提供するために必要な限度で取り扱うものとし、善良な管理者の注意をもって管理を行います。
2. 前項の規定にかかわらず、当金庫は、対象データを契約者から直接又は第三者を介してその提供を受け、当該対象データを取得する場合があります、契約者はそれについて同意するものとし、
3. 当金庫は、本条第2項に基づき提供を受けた対象データ（個人情報等については除きます。）を、業務提携先に提供する場合があります、契約者は当該提供についてあらかじめ同意するものとし、ただし、当金庫による対象データの業務提携先への提供にあたっては、当該業務提携先に対して対象データを他の第三者へ開示しないよう義務を課したうえで提供を行います。
4. 第15条、第16条及び本条第1項から第3項までの定めに関わらず、当金庫は利用契約及び本サービスを通じて取得した秘密情報、個人情報及び対象データについて、ライセンス元であるSCSK及び商工中金リース株式会社に提供します。当金庫の個人情報の取扱いについてはホームページをご確認ください（当金庫：<https://www.shokochukin.co.jp/privacy/>）。
5. 当金庫は、SCSKに提供したデータについて、当金庫が希望する形で出力することをSCSKに依頼し、当該データをSCSKから再提供を受けることがあります。

6. 契約者は、対象データについて、①契約者が関係会社との間で相互に確認できる状態になること、及び②関係会社が相互に確認できる状態になることについて承諾し、かつ関係会社の承諾を得ていることを保証します。

第18条（利用状況に関する情報）

当金庫は、本サービスの提供の過程で取得した対象データ及び利用状況に関する情報、当金庫の設備等に対する負荷その他契約者又は関係会社の本サービスの利用に関する情報を、自ら及びSCSKのサービスの開発、本サービスの品質又は機能の改善、統計情報の取得、契約者に対する融資の検討、その他当金庫及び商工中金リース株式会社のサービス提供を目的として使用又は利用することができるものとします。

第19条（知的財産権）

1. 本サービスに関連する知的財産権は、すべて当金庫及びSCSKを含む当金庫が実施等の許諾を受けている第三者に帰属します。
2. 利用規約に基づく本サービスの利用又は利用の許諾は、本サービスの使用又は利用に必要な範囲を超えた、本サービスに関連する知的財産権の実施等の許諾を意味しません。

第5章 免責・責任等

第20条（自己責任）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰することができる事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって当該クレーム等を処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第21条（バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、送信するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存する必要がある、当金庫はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負いません。

第22条（損害賠償）

1. 当金庫が利用契約等に関して契約者等に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当金庫の利用契約等の違反が直接の原因で契約者に発生した通常損害に限定され、当金庫の責めに帰することができない事由から生じた損害、当金庫の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当金庫は責任を負わないものとします。
2. 何らかの理由により当金庫が責任を負う場合であっても、当金庫は、契約者等に生じた損害につき、契約者が当金庫に支払った対価の1ヶ月分に相当する金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。
3. 本条第1項及び第2項の規定は、当金庫に故意又は重大な過失がある場合は適用されません。

第23条（免責）

前条の規定にかかわらず、当金庫は、その法律上の請求原因の如何を問わず、以下の事由により契約者等又は第三者に発生した損害についての責任を負いません。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 本サービスを利用するために必要な契約者の設備（以下「契約者設備」といいます。）の障害又は本サービスを提供するために必要な当金庫の設備（以下「当金庫設備」といいます。）までのインターネット接続サービスの不具合等を含む契約者の接続環境の障害に起因する損害
- (3) 当金庫が指定していない契約者設備又は推奨環境を利用したことによって生じた損害
- (4) 当金庫設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (5) 当金庫が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの当金庫設備への侵入に起因する損害
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当金庫設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
- (7) 当金庫が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) その他当金庫の責めに帰することができない事由

第6章 利用契約の存続・終了

第24条（契約の有効期間）

1. 利用契約は、契約締結日から、契約締結日の14か月後の日の属する月の末日までを有効期間とします。
2. 前項の定めに関わらず、当金庫及び契約者は互いに相手方に対し、前項の期間満了の1か月前までに、当該期間の満了をもって利用契約を終了する旨を通知しなかったときは、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第25条（解約）

契約者は、当金庫に対し、解約希望日の1ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、利用契約を解約できるものとします。

第26条（解除）

1. 契約者が、次に定める事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当金庫が判断するときは、当金庫は、事前に通知又は催告をすることなく、直ちに、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (2) 登録情報に虚偽の事実又は誤りがあったとき。
 - (3) 契約者が過去に当金庫が運営するサービスの利用の停止等の処分を受けていることが判明した

とき。

(4) 契約者が支払停止若しくは支払不能となり、又は契約者に対し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき。

(5) 当金庫からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して、契約者が30日以上連絡・応答がないとき。

(6) その他本サービスを提供することが不相当であると当金庫が判断したとき。

2. 本条第1項に基づき、当金庫が利用契約を解除したとしても、当金庫の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当金庫は、自ら又はその役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者及び当金庫は、自ら又はその役員が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は、相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当金庫は、相手方又はその役員が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら通知を要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。

4. 前項の規定により契約者又は当金庫が契約を解除した場合、相手方は契約者又は当金庫が受け

た損害の一切について賠償の責を負うものとします。

5. 契約者又は当金庫が第3項の規定により利用契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じて、契約者又は当金庫は相手方に対してその責を負わないものとします。

第28条(期限の利益の喪失)

契約者は、利用契約の終了により、当金庫に負担する一切の債務について、期限の利益を当然に喪失し、当金庫に対し、その債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第29条(利用契約終了後の措置)

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたり当金庫から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（複製物を含みます。）を利用契約終了後直ちに当金庫に返還し、契約者が管理する設備等に格納されたソフトウェア、資料等がある場合はそれらを直ちに消去するものとします。

第30条(存続条項)

利用契約が終了した後であっても、第5条第2文、第7条第3項、第8条第2項及び第3項、第10条第2項、第13条第2項、第16条、第17条第2項から第3項、第18条、第20条から第23条、第28条、第29条、本条、第31条から第35条、第39条、第40条の各規定の効力は有効に存続するものとします。

第7章 その他一般条項

第31条(通知・連絡)

1. 当金庫から契約者への通知・連絡は、電子メールによる送信その他当金庫が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 当金庫が電子メールを用いて契約者に対して通知を行う場合には、当該電子メールを当金庫が契約者に向けて発信した時点をもって、契約者に通知が到達したものとみなします。

第32条(権利義務移転の禁止)

契約者は、当金庫の書面による事前の承諾のない限り、利用契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

第33条(分離可能性)

利用契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、利用契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第34条(準拠法及び管轄裁判所)

1. 利用契約は日本法に準拠し、日本法をもって解釈されます。
2. 利用契約から生じ、又は利用契約に関連した係争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第35条(信義則)

本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項について疑義が生じた場合には、契約者及び当金庫

は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し、円満に解決を図るよう努力するものとします。

第8章 データ化サービス

第36条（書類のデータ化サービス）

1. 当金庫は、契約者等が保有する整備請求書の電子データ（以下「対象書類」といいます。）に含まれる情報を本サービスに登録するサービス（以下「データ化サービス」といいます。）を提供します。
2. 対象書類は、契約者が整備請求書をPDF化して本サービスに登録したものと及び当金庫が提供するロジッシュに関するアプリケーションを利用して整備請求書を撮影、登録したものに限りません。
3. データ化サービスの利用料金及び支払方法は、当金庫サービスサイト等に別途定めます。
4. データ化サービスは、本章の規定を遵守して利用される限り、データ化サービスとして別途利用料金はかかりません。
5. 契約者は、データ化サービスに関して、本規約第1章から第7章までの各規定に加えて、第8章の各規定が適用されます。

第37条（データ化サービスの対象）

1. データ化サービスの対象書類は、本サービスの利用開始日（第9章で定める試用期間中にデータ化サービスの利用を開始した場合はその利用開始日）から過去1年以内に整備日が含まれる整備請求書に限定されます。ただし、当金庫と契約者が別途合意した場合は、データ化サービスの対象範囲を拡げることができます。

第38条（データ化サービスにおける非保証）

1. 当金庫は、以下の各事由のいずれかに該当すると当金庫が判断した場合、データ化サービスを提供することはできません。
 - (1) 対象書類が当金庫の指定する書式以外の場合
 - (2) 対象書類の拡張子が当金庫の指定するもの以外の場合
 - (3) 対象書類の文字、画像その他の記載が不鮮明な場合
 - (4) 対象書類の文字、画像その他の記載が指定するフォントサイズ以下の場合
 - (5) 対象書類の元になった紙資料に汚れ、折れ、痛み、シワ、歪み、落書き、破損、損傷がある場合
2. 当金庫は、前項各号に事由に該当するか否かにかかわらず、対象書類に含まれる情報を本サービスに登録した際の内容の正確性、登録の確実性について保証することはできません。

第39条（免責事項）

当金庫は、その法律上の請求原因の如何を問わず、以下の事由に起因する損害について責任を負いません。

- (1) データ化サービス中に生じた対象書類の破損・紛失に起因する損害

(2)対象書類に本サービスと無関係の情報が混在していたことに起因する損害

(3)対象書類についてデータ化サービスを提供することによる第三者の著作権の侵害に起因する損害

第9章 試用期間

第40条 (試用期間中の特則)

1. 契約者は、本サービスの利用契約を締結した日が属する月の翌々月の末日まで、本サービスを無償で使用する（以下、「本サービスの試用」といい、本サービスの試用の期間中を「試用期間」といいます。）ができます。
2. 契約者は、本サービスの試用は1回に限り行うことができます。
3. 本サービスの試用期間中、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当金庫は、契約者に対して一切の損害賠償の責任を負わないものとします。
4. 本サービスの試用期間が終了した後で、契約者が本サービスの利用を継続した場合、本サービスの試用期間中の本サービスの利用環境及び対象データは本サービスの利用に引き継がれます。
5. 第11条及び第22条の規定は、本サービスの試用において適用されません。